

北 萩 会 会 則

平成 27 年 1 月 23 日 制定

(名称)

第 1 条 本会は「北萩会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は東北大学土木同窓会北海道支部として会員相互の交流・親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため名簿を整備して会員相互の連絡を密にし、原則として年 1 回の懇談会を開催する他、目的にかなうと認められる活動を行う。

(会員)

第 4 条 本会は、東北大学土木同窓会々員のうち北海道道内に居住、在勤、または居住元を北海道内に置いて道外に単身赴任している者をもって構成する。

(役員)

第 5 条 本会の運営のため次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 1 名

- 2 会長は会を代表してその運営を総括する。
- 3 幹事は会計を含め会の運営を行う。
- 4 会計監事は会の会計を監査する。

(選任)

第 6 条 役員は懇談会の席で出席者の過半数の賛同をもって選任し任期は 2 年とする。

- 2 役員の再任、及び任期途中での退任を妨げないものとし、任期途中での退任があった場合の後任者は会長が指名または役員会で選任し、その後の懇談会で第 1 項の承認を得るものとする。この場合、その後任者の最初の任期は前任者の残任期とする。
- 3 幹事若干名のうち 1 名は東北大学同窓会北海道連合会及び青葉工業会北海道支部の役員を担当するものとし会長がそれを指名する。

(会計)

第 7 条 本会の運営経費は懇談会々費、寄付金、その他の収入をもって充当し、会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。

(事務局)

第 8 条 本会の事務局は幹事のうち会長が指名する者のもとに置く。

(会則の変更)

第 9 条 本会の会則は懇談会の席において出席者の 4 分の 3 以上の賛同によって変更することができる。

附 則

1. 本会則は平成 27 年 1 月 23 日より施行する。

=====

当会則第 4 条に該当する方で当会に未登録と思われる方、ご連絡メールをお待ちしております。

北萩会会長 S52 卒 栗田 悟 kurita@doukenkyo.jp

北萩会幹事（事務局） H08 卒 川村育男 i-kawamr@ctie.co.jp